

貸付制度の改正について  
(意見書)

平成15年1月28日

国家公務員共済組合連合会  
資産運用委員会

当委員会では、連合会の貸付金について、還元融資の色彩が強く、義務預託とともに運用規制が残っていることから種々問題が発生しているとして、年金資産保全の観点から次の点を指摘し、現行の貸付制度を漸次縮小・廃止の方向で早急に検討すべきであるとの考え方を示したところである。(資産運用委員会報告書(平成14年2月7日)参照)

超長期の固定金利が採用されているが、貸し手が一方的に金利変動リスクを負っていることは、問題である。期間の短縮化を図るとともに変動金利制を導入する等貸付制度の変更を早急に検討すべきである。

貸付制度は福祉目的の還元融資の色彩が強く、優先的に資産配分を行ってきたが、資産運用の観点からは好ましくない。

将来の年金制度の一元化を見据えた場合、現行の貸付金の原資が不足する恐れがあることを十分認識すべきである。解決方法としては、必要資金の市中調達を促すほか、貸付金の証券化による資産圧縮を行なう等の対応が考えられる。

これを受けて、連合会では、現行の福祉事業貸付制度を改正し、新しい貸付制度を発足させるとしていることから、今般、当委員会で、新しい貸付制度のあり方や内容について検討したところである。本意見書は、その際、委員から提起された意見をとりまとめたものである。

## 1．福祉事業貸付制度改正の基本的な考え方

連合会を取り巻く環境が変化する中において、連合会の行う福祉事業のあり方も変わっていく必要がある。

連合会の福祉事業は、これまで補助金や繰入金を主な財源として運営されてきたが、特殊法人等改革の流れにあって補助金の廃止（5年後）が決定されたことから医療事業の今後に多大な影響が生じることが確実となっている。また、宿泊事業は、借入金に安易に依存した運営を行った結果、過大な借入金が経営上大きな負担となっている。

今後、福祉事業は、補助金の廃止や繰入金への適正な依存を前提として、これまでのいわば「安易な借入金体質」を改め、民間企業並みの体力を蓄え、安定経営を図りつつ組合員へのサービスを提供していくことができなければ、その存在意義を問われることとなる。

現行の福祉事業貸付制度は、規制金利のもと補助金・繰入金による返済を前提とした、いわば「規制貸付制度」であり、このままでは、今後の福祉事業の変化に対応できない恐れがある。早急な規制撤廃が求められるところである。

その際、現行の貸付制度に替わり、市中並みの「新貸付制度」を発足させることが望ましい。

新貸付制度は、貸付期間の短縮と変動金利制（一定期間金利見直し条件付長期貸付）を中核とするものである必要がある。また、貸付制度の改正内容は、貸し手責任を全うできる厳しさがなければならないことは当然であり、また、福祉事業の経営体質の強化に資するものでなければならない。

## 2．福祉事業貸付制度の新貸付制度の内容

新貸付制度の具体的内容は、次のとおりとすることが望ましい。

### （1）貸付期間の短縮

現行の貸付期間は、減価償却耐用年数を採用し、最長 39 年（建物の場合）となっているが、経験則として陳腐化を考えた場合の経済的耐用年数は 20 年程度と考えることが妥当である。

事業の健全運営、即ち貸付金の健全性維持のためには、貸付期間を短縮することが絶対必要であるが、即時に市中並の 10 年程度とするには無理があり、事業の安定性を阻害する公算が大きいことから、当面は、経済的耐用年数である 20 年程度を貸付期間の上限とすることが妥当である。

### （2）変動金利制の導入

貸付期間を 20 年程度とした場合、現行の超長期固定金利制は、金利変動リスクを貸し手が一方的に負うことになることから回避することとし、市中並の変動金利制（上限金利なし）の導入を図るべきである。

また、金融資産を対象とする資産運用においては、10～15 年間の固定金利運用は常

態として行っていることとの均衡から、15年以内の貸付期間について市中金利並の固定金利制を導入することは問題ない。

市中並の変動金利制の導入に当たっては、基準金利を何とするかが問題となるが、市場金利（国債金利）との完全連動性や期間別区分の多様さから財政融資資金貸付金利を基準金利とすることが最も妥当である。

貸付期間別の適用金利体系は、次のとおり考えることが望ましい。

（単位：年）

当初貸付期間	固定金利制	変動金利制	
		5年金利見直し	10年金利見直し
～5年	(1)	-	-
～10年	(2)	-	-
～15年	(3)	(3)	(3)
～20年	-	(4)	(4)
(～25年)	-	(5)	(5)
(～30年)	-	(5)	(5)

（注1）（ ）内は、最長返済据置期間（年）である。

（注2）20年超の金利は、既往貸付金の切替え時に使用する例外金利の想定である。

### （3）健全性の維持

年金資産運用の観点から貸し手責任を全うするためには、事業運営の健全性（即ち貸付金の健全性）を担保する仕組みが必要である。貸付期間の短縮に加え、次のとおり貸付制限を設けることが望ましい。

#### 貸付限度額の設定

福祉経理単位において、貸付限度額を設け、それを超える新規貸付けは、合理的理由がない限り実行しないこととする。貸付限度額は、返済原資である＜償却前営業利益＋繰入金＞の10倍程度とする。

これは、業容に応じた貸付けを行い、設備投資が過大とならないようにチェックしようとするものである。

（注）産業再生機構による債権買取り基準のうち財務健全化基準（3年後に達成）は、(1)経常利益ベースで黒字化、(2)有利子負債残高を営業キャッシュフローの10倍以内に収めることとされている。

#### 自己資金割合

民間企業においては、事業資金を100%借入金に依存することは、不健全であると考えられている。福祉事業においても「安易な借入金体質」から脱皮するのであれば、同様のことがいえる。

新規投資の健全性を担保するほか、福祉経理内での新規投資頻度の適正化を図る観点から、新規投資においては、所要資金の30%以上について自己資金充当を義務付けることが望ましい。

### （4）既往貸付金への適用

貸付制度にかかる規制撤廃の実効性を確保する趣旨から、既往貸付金について新貸付制度への切替えを認めることが望ましい。

新制度への切替えは福祉経理単位の任意とし、一旦新制度へ転換した場合は、復帰はできないものとするのが妥当である。

### 3 . その他の貸付制度の考え方

その他の貸付制度には、組合貸付金、旧令医療及び国への不動産貸付けがあるが、資産運用の観点からすれば、新貸付制度に倣った改正を行うことが望ましい。

ただし、組合貸付金は、将来の金利上昇による不測の負担が生じることから組合員の合意を得られるかの問題があろう。また、国に対する不動産貸付け（特借宿舍）は、現在の住宅事情からすれば、制度の改正ではなく制度廃止の方向が妥当であると考えられる等さらに検討を行う必要がある。

以上

(参考)

## 新聞発表

平成 15 年 2 月 10 日  
財 務 省

### 財政融資資金貸付金利

平成 15 年 2 月 13 日以降に貸付ける財政融資資金の貸付金について、貸付期間及び据置期間に応じ、以下の利率を適用する。

なお、( )内は据置期間を示す。

#### 1. 満期一括償還

5 年以内	年 0.3%
9 年超 10 年以内	年 0.9%

#### 2. 元金均等償還

##### (1) 半年賦

5 年以内	年 0.2%、 (無)	年 0.2%、 (1 年以内)	年 0.3% (1 年超 2 年以内)
8 年超 9 年以内	年 0.5% (無)		
9 年超 10 年以内	年 0.6%、 (1 年以内)	年 0.6%、 (1 年超 2 年以内)	年 0.6% (2 年超 3 年以内)
12 年超 13 年以内	年 0.8% (4 年超 5 年以内)		
14 年超 15 年以内	年 0.9%、 (1 年超 2 年以内)	年 0.9% (2 年超 3 年以内)	
17 年超 18 年以内	年 1.0% (2 年超 3 年以内)		
19 年超 20 年以内	年 1.1%、 (1 年以内)	年 1.1%、 (1 年超 2 年以内)	年 1.1% (2 年超 3 年以内)
22 年超 23 年以内	年 1.2%、 (1 年以内)	年 1.2% (2 年超 3 年以内)	
24 年超 25 年以内	年 1.2%、 (2 年超 3 年以内)	年 1.3%、 (4 年超 5 年以内)	年 1.3% (6 年超 7 年以内)
29 年超 30 年以内	年 1.3% (4 年超 5 年以内)		

##### (2) 半年賦、10 年金利見直し貸付における当初 10 年間の金利

14 年超 15 年以内	年 0.7% (1 年超 2 年以内)		
19 年超 20 年以内	年 0.8%、 (1 年以内)	年 0.8%、 (2 年超 3 年以内)	年 0.8% (4 年超 5 年以内)
24 年超 25 年以内	年 0.8% (4 年超 5 年以内)		
29 年超 30 年以内	年 0.9% (4 年超 5 年以内)		

##### (3) 半年賦、5 年金利見直し貸付における当初 5 年間の金利

19 年超 20 年以内	年 0.3% (3 年超 4 年以内)
--------------	------------------------

(以下省略)